

議案第 4 0 号

特別職の職員で常勤のものの期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

特別職の職員で常勤のものの期末手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

特別職の職員で常勤のものの期末手当に関する条例の一部を改正する条例
特別職の職員で常勤のものの期末手当に関する条例（昭和 5 1 年 7 月条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「1 0 0 分の 2 3 2 . 5」を「1 0 0 分の 2 2 7 . 5」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

本市一般職の職員の給与改定等に鑑み、特別職の職員で常勤のものに支給する期末手当の支給割合の改定を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。